

発行：2022年12月1日

★各種 お申し込み・問い合わせ先：

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所

Tel. 0776-52-0626

Fax. 0776-52-0660

HP <http://www.kuranavi.jp>



1月の「男の料理」

男の料理【恵方巻を手作りで】

●1/19(木) ハーツ学園 3Fさくらルーム

●1/21(土) ハーツ羽水 組合員集会室

恵方巻は、買うものから作るものに！

2月の節分の前に予習しましょう。

酢飯の作り方や巻き方など、基本を

押さえれば、あとはアイデア次第！

★講師：出倉弘子氏

★参加費：1800円（くらナビ会員 1500円）

★10:00～13:00

★エプロン、筆記用具をお持ちください



エシカルチャレンジ2022

「エシカル消費に関するクイズ」に答えて
福井県産品を当てよう！

エシカルチャレンジ
2022応募サイト



ご応募にはInstagramまたはツイッターのアカウントが必要です。『エシカルチャレンジ 2022』の公式Instagramまたはツイッターをフォローして、ご応募ください。

★第3回応募期間：11月10日（木）～12月10日（土）

★第4回応募期間：1月5日（木）～2月5日（日）



福井県消費生活センター メールマガジンより

エステ「通り放題」～高額な解約料 契約前に要確認
SNSの広告で『脱毛エステお試しキャンペーン』があり、店に出向いた。体験後、2週間に1回のペースで1年間通うと効果があるとして『1年間通り放題コース60万円』の契約を勧められた。いったんは支払えないと断ったが、月額1万円の支払いでも可能と言われてクレジット契約をした。しかし、高額なので解約したい

エステ契約は契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合は、店舗で契約しても書面を受け取った日を含めて8日間はクーリングオフができます。8日を過ぎても、契約期間内であれば決められた解約料を支払うことで中途解約できます。今回の相談はクーリングオフ期間内だったので、業者に通知を出して解約できました。

通り放題コースについては、契約しても混みあって予約が取れないとか、高額な解約料を請求されたなどの相談もあります。契約する前に、施術内容や契約条件だけでなく、中途解約時の精算方法も必ず確認しましょう。

商品を買った時、サービスを利用した時、トラブルに遭ったことはありませんか。そのような時は各県の消費生活センターにご相談ください。国家資格を持った消費生活相談員が、中立・公平な立場で相談に応じています。

消費者は事業者比べて情報の質や量、交渉力に大きな差があるため、消費者がトラブルを解決するには手助けが必要です。相談員は専門知識を使って消費者に寄り添い、解決方法を一緒に考え、どう交渉したらよいか助言を行います。また、必要と判断すれば事業者との間に入って解決のためのあっせんもお手伝いします。

福井県のセンターでは9人の相談員が年間3千件を超える相談に対応しています。相談は無料で、祝日と年末年始を除く毎日受け付けています。個人情報など消費者の秘密は守られます。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、すぐにセンターへご相談ください。来所による面談のほか、電話やオンラインでも受け付けています。

福井県消費生活センター(0776)22-1102

福井市手寄1-4-1 AOSSA7階

